

現行 (前略)	改正 (前略)
<p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの (イ) の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、<u>乗車する列車を限定して発売することがある。</u></p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき。ただし、<u>北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</u></p> <p>1 月 16 日から 2 月末日まで 6 月 1 日から同月 30 日まで 9 月 1 日から同月 30 日まで 11 月 1 日から 12 月 20 日まで</p>	<p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの (イ) の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、<u>北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第 125 条第 1 項第 1 号ロの (ハ) の b 及び c に定める列車に乗車する場合並びに別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</u></p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。</p> <p><u>イ ロ以外の場合</u> <u>次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき</u></p> <p>1 月 16 日から 2 月末日まで 6 月 1 日から同月 30 日まで 9 月 1 日から同月 30 日まで 11 月 1 日から 12 月 20 日まで</p> <p><u>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって</u></p>

現行	改正
<p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>3月21日から4月5日まで 4月28日から5月6日まで 7月21日から8月31日まで 12月25日から翌年1月10日まで</p>	<p><u>運転する列車に乗車する場合を除く。）</u> <u>次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに祝日法に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき</u></p> <p><u>1月7日から2月末日まで</u> <u>4月21日から同月26日まで</u> <u>5月7日から同月10日まで</u> <u>6月1日から7月15日まで</u> <u>9月1日から10月10日まで</u> <u>11月1日から12月27日まで</u></p> <p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき</p> <p><u>イ ロ以外の場合</u></p> <p>3月21日から4月5日まで 4月28日から5月6日まで 7月21日から8月31日まで 12月25日から翌年1月10日まで</p> <p><u>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）</u></p> <p><u>(イ) 3月21日から4月5日まで</u> <u>(ロ) 8月1日から同月9日まで</u> <u>(ハ) 次に掲げる期間内の土曜日、日曜日及び祝日法に定める休日（以下これらを「土休日」という。）が3日間以上連続する場合の当該土休日並びにその土休日の前日であるとき</u> <u>7月1日から同月31日まで</u></p>

現行	改正
<p>2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であって、次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(座席指定券の発売)</p> <p>第 61 条 旅客が、第 13 条第 2 項第 5 号に規定する指定席を使用する場合又は同条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車(特別急行列車の B 寝台を設備した寝台車を除く。)に乗車し、指定席を使用する場合は、乗車する日、列車、駅、旅客車、座席及び下車駅を指定して座席指定券を発売する。ただし、運輸上の都合によって、旅客車又は座席の指定を省略することがある。</p> <p>2 団体旅客に対する座席指定券は、団体乗車券によって発売する。この場合、第 21 条第 4 項に規定する団体乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。</p> <p>(乗継座席指定券の発売)</p> <p>第 61 条の 2 旅客が、乗継条件に該当する場合は、第 57 条の 2 第 1 号の表イ</p>	<p style="text-align: center;"><u>9月1日から同月30日まで</u> <u>10月1日から同月31日まで</u> <u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p><u>(3) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線(北陸新幹線に限る。)の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合(ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。)に限る。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>1月1日から同月6日まで</u> <u>4月27日から5月6日まで</u> <u>8月10日から同月19日まで</u> <u>12月28日から同月31日まで</u></p> <p>2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であって、次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(座席指定券の発売)</p> <p>第 61 条 旅客が、第 13 条第 2 項第 5 号に規定する指定席を使用する場合又は同条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車(特別急行列車の B 寝台を設備した寝台車を除く。)に乗車し、指定席を使用する場合は、乗車する日、列車、駅、旅客車、座席及び下車駅を指定して座席指定券を発売する。ただし、運輸上の都合によって、旅客車又は座席の指定を省略することがある。</p> <p>2 団体旅客に対する座席指定券は、団体乗車券によって発売する。この場合、第 21 条第 4 項に規定する団体乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。</p> <p>(乗継座席指定券の発売)</p> <p>第 61 条の 2 旅客が、乗継条件に該当する場合は、第 57 条の 2 第 1 号の表イ</p>

現行	改正
<p>及びロの各項に規定する○印の1個の普通急行列車に対して割引の座席指定券を発売する。</p> <p>(特定の座席指定券の発売)</p> <p><u>第 62 条 前2条の規定により座席指定券を発売する場合は、別に定めるところにより、区間及び期間を定めて、特定の座席指定料金によって座席指定券を発売することがある。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の指定席特急料金 別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金 別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表</p>	<p>及びロの各項に規定する○印の1個の普通急行列車に対して割引の座席指定券を発売する。</p> <p>第 62 条 削除</p> <p>(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の指定席特急料金 別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金 別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表</p>

現行	改正
<p>に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>g 第 57 条第 2 項第 1 号及び第 8 項の規定により東京・新青森間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合 a の規定により計算した額とする。</p> <p>(b) はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合 c の規定により計算した額とする。</p> <p>(c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第 2 号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第 2 号ナの 2 に定める額から同区間に対する別表第 2 号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に 200 円を加算した額とする。</p>	<p>に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、<u>同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円を加算した額とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>g 第 57 条第 2 項第 1 号及び第 8 項の規定により東京・新青森間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合 a の規定により計算した額とする。</p> <p>(b) はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合 c の規定により計算した額とする。</p> <p>(c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第 2 号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第 2 号ナの 2 に定める額から同区間に対する別表第 2 号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に 200 円を、<u>同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつて</u></p>

現行	改正																																																						
<p>(中略)</p> <p>(二) 特定特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>j 第57条第1項第1号ニの(イ)のjに定める区間に対する特定特急料金(第57条の3第4項の規定により発売するものを含む。)</p> <p>(a) 座席の使用を条件としないで発売する場合 880円とする。</p> <p>(b) 特別車両以外の車両の座席を指定して発売する場合 1,410円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,210円とし、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,610円とする。</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p>① ②以外の指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="286 1270 1099 1437"> <tr> <td>営業</td> <td>50キ</td> <td>100キ</td> <td>150キ</td> <td>200キ</td> <td>300キ</td> <td>400キ</td> <td>600キ</td> <td>601キ</td> </tr> <tr> <td>キロ</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>ルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トル以上</td> </tr> </table>	営業	50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	600キ	601キ	キロ	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	地帯	ルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トル以上	<p><u>は、当該合計額に400円を加算した額とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(二) 特定特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>j 第57条第1項第1号ニの(イ)のjに定める区間に対する特定特急料金(第57条の3第4項の規定により発売するものを含む。)</p> <p>(a) 座席の使用を条件としないで発売する場合 880円とする。</p> <p>(b) 特別車両以外の車両の座席を指定して発売する場合 1,410円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,210円とし、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,610円とし、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,810円とする。</u></p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p>① ②以外の指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1294 1270 2107 1437"> <tr> <td>営業</td> <td>50キ</td> <td>100キ</td> <td>150キ</td> <td>200キ</td> <td>300キ</td> <td>400キ</td> <td>600キ</td> <td>601キ</td> </tr> <tr> <td>キロ</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>ルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トルまで</td> <td>トル以上</td> </tr> </table>	営業	50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	600キ	601キ	キロ	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	地帯	ルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トル以上
営業	50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	600キ	601キ																																															
キロ	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル																																															
地帯	ルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トル以上																																															
営業	50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	600キ	601キ																																															
キロ	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル																																															
地帯	ルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トルまで	トル以上																																															

現行									改正								
料金	円	円	円	円	円	円	円	円	料金	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,290	1,730	2,390	2,730	2,950	3,170	3,490	3,830		1,290	1,730	2,390	2,730	2,950	3,170	3,490	3,830
<p>② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金</p> <p>1人当りの料金は、前①の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>(b) 立席特急料金及び自由席特急料金 (a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p>(c) 特定特急料金 1,320円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>i 特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金 1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,090円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、760円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円とする。</p> <p>j 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第</p>									<p>② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金</p> <p>1人当りの料金は、前①の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。</u></p> <p>(b) 立席特急料金及び自由席特急料金 (a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p>(c) 特定特急料金 1,320円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>i 特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金 1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,090円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、760円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円と<u>し、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,690円とする。</u></p> <p>j 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第</p>								

現行		改正															
<p>2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。また、第57条の3第4項の規定により発売するものにあつては、次表に定める料金から530円を低減した額とする。</p>		<p>2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。</u>また、第57条の3第4項の規定により発売するものにあつては、次表に定める料金から530円を低減した額とする。</p>															
<table border="1"> <tr> <td>営業 キロ 地帯</td> <td>50キロ メートル まで</td> <td>100キロ メートル まで</td> <td>150キロ メートル まで</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 1,290</td> <td>円 1,660</td> <td>円 2,110</td> </tr> </table>	営業 キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	料金	円 1,290	円 1,660	円 2,110	<table border="1"> <tr> <td>営業 キロ 地帯</td> <td>50キロ メートル まで</td> <td>100キロ メートル まで</td> <td>150キロ メートル まで</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 1,290</td> <td>円 1,660</td> <td>円 2,110</td> </tr> </table>	営業 キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	料金	円 1,290	円 1,660	円 2,110
営業 キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで														
料金	円 1,290	円 1,660	円 2,110														
営業 キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで														
料金	円 1,290	円 1,660	円 2,110														
<p>(b) 立席特急料金及び特定特急料金 (a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。 (中略)</p>		<p>(b) 立席特急料金及び特定特急料金 (a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。 (中略)</p>															
<p>(ハ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 a b及びc以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p>		<p>(ハ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 a b及びc以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。</u></p>															
<table border="1"> <tr> <td>営業 キロ 地帯</td> <td>50キ ロメ ートル まで</td> <td>100 キロ メー ートル まで</td> <td>150 キロ メー ートル まで</td> <td>200 キロ メー ートル まで</td> <td>300 キロ メー ートル まで</td> <td>400 キロ メー ートル まで</td> <td>401 キロ メー ートル 以上</td> </tr> </table>	営業 キロ 地帯	50キ ロメ ートル まで	100 キロ メー ートル まで	150 キロ メー ートル まで	200 キロ メー ートル まで	300 キロ メー ートル まで	400 キロ メー ートル まで	401 キロ メー ートル 以上	<table border="1"> <tr> <td>営業 キロ 地帯</td> <td>50キ ロメ ートル まで</td> <td>100 キロ メー ートル まで</td> <td>150 キロ メー ートル まで</td> <td>200 キロ メー ートル まで</td> <td>300 キロ メー ートル まで</td> <td>400 キロ メー ートル まで</td> <td>401 キロ メー ートル 以上</td> </tr> </table>	営業 キロ 地帯	50キ ロメ ートル まで	100 キロ メー ートル まで	150 キロ メー ートル まで	200 キロ メー ートル まで	300 キロ メー ートル まで	400 キロ メー ートル まで	401 キロ メー ートル 以上
営業 キロ 地帯	50キ ロメ ートル まで	100 キロ メー ートル まで	150 キロ メー ートル まで	200 キロ メー ートル まで	300 キロ メー ートル まで	400 キロ メー ートル まで	401 キロ メー ートル 以上										
営業 キロ 地帯	50キ ロメ ートル まで	100 キロ メー ートル まで	150 キロ メー ートル まで	200 キロ メー ートル まで	300 キロ メー ートル まで	400 キロ メー ートル まで	401 キロ メー ートル 以上										

現行								改正									
料金	円	円	円	円	円	円	円	料金	円	円	円	円	円	円	円		
	1,050	1,480	1,890	2,290	2,510	2,730	3,070		1,050	1,480	1,890	2,290	2,510	2,730	3,070		
(b) 立席特急料金及び自由席特急料金 (a)の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。 (中略)								(b) 立席特急料金及び自由席特急料金 (a)の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。 (中略)									
(ホ) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 次に定める料金とする。ただし、特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみ やませみ号のやませみベンチシートに乗車する場合の特別急行料金にあっては、a 又は b に定める指定席特急料金に 210 円を加算した額とする。 a b 以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、 <u>第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するもの</u> にあっては、 <u>同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とする。</u>								(ホ) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 次に定める料金とする。ただし、特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみ やませみ号のやませみベンチシートに乗車する場合の特別急行料金にあっては、a 又は b に定める指定席特急料金に 210 円を加算した額とする。 a b 以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、 <u>第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するもの</u> にあっては、 <u>同表に定める料金に 200 円を加算した額とし、また、同条第 3 項の規定により発売するもの</u> にあっては、 <u>同表に定める料金から 530 円を低減した額とする。</u>									
営業キロ	25 キロ	50 キロ	75 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	301 キロ	営業キロ	25 キロ	50 キロ	75 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	301 キロ
地域	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上	地域	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円	円	円	円	円	円	円	円	料金	円	円	円	円	円	円	円	円
	<u>840</u>	<u>1,160</u>	<u>1,370</u>	<u>1,480</u>	<u>1,780</u>	<u>1,940</u>	<u>2,050</u>	<u>2,210</u>		<u>1,030</u>	<u>1,280</u>	<u>1,530</u>	<u>1,730</u>	<u>2,330</u>	<u>2,730</u>	<u>2,930</u>	<u>3,130</u>
(b) 立席特急料金及び自由席特急料金 (a)の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。								(b) 立席特急料金及び自由席特急料金 (a)の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。 <u>ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であって、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に車内で</u>									

現行	改正										
<p>b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、或る列車号及び36 ぷらす3号に乘車する場合の特別急行料金を除く。</p> <p>(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び<u>c</u>に定める区間を除く。）のとき</p> <p>① 指定席特急料金 <u>1,050 円</u>とする。ただし、<u>第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するもの</u>にあつては、<u>520 円</u>とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 <u>520 円</u>とする。</p> <p>(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間の停車駅相互間（25km 以内の区間を除く。）のとき</p> <p>① 指定席特急料金 <u>950 円</u>とする。ただし、<u>第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するもの</u>にあつては、<u>420 円</u>とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金</p>	<p><u>発売するもの</u>にあつては、<u>次表に定める料金とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1288 240 1883 459"> <thead> <tr> <th data-bbox="1288 240 1429 368">営業キロ 地帯</th> <th data-bbox="1429 240 1543 368">25 キロ メートル まで</th> <th data-bbox="1543 240 1657 368">50 キロ メートル まで</th> <th data-bbox="1657 240 1771 368">75 キロ メートル まで</th> <th data-bbox="1771 240 1883 368">100 キロ メートル まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1288 368 1429 459">料金</td> <td data-bbox="1429 368 1543 459">円 700</td> <td data-bbox="1543 368 1657 459">円 950</td> <td data-bbox="1657 368 1771 459">円 1,200</td> <td data-bbox="1771 368 1883 459">円 1,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、或る列車号及び36 ぷらす3号に乘車する場合の特別急行料金を除く。</p> <p>(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び<u>b</u>に定める区間を除く。）のとき</p> <p>① 指定席特急料金 <u>1,130 円</u>とする。ただし、<u>第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するもの</u>にあつては、<u>1,330 円</u>とし、<u>同条第 3 項の規定により発売するもの</u>にあつては、<u>600 円</u>とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 <u>600 円</u>とする。<u>ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間（25 km以内の区間を除く。）であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乘車した後に車内で発売するもの</u>にあつては、<u>800 円</u>とする。</p> <p>(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、<u>国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間</u>の停車駅相互間のとき</p> <p>① 指定席特急料金 <u>1,030 円</u>とする。ただし、<u>第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するもの</u>にあつては、<u>1,230 円</u>とし、<u>同条第 3 項の規定により発売するもの</u>にあつては、<u>500 円</u>とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金</p>	営業キロ 地帯	25 キロ メートル まで	50 キロ メートル まで	75 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	料金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400
営業キロ 地帯	25 キロ メートル まで	50 キロ メートル まで	75 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで							
料金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400							

現行	改正
<p><u>420円</u>とする。</p> <p>(c) 乗車区間が国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間(25km以内の区間を除く。)のとき</p> <p>① 指定席特急料金 840円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、310円とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 310円とする。</p> <p>(2) 普通急行料金 (中略)</p> <p>(特別車両料金)</p> <p>第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A) (中略)</p> <p>(2) 特別車両料金(B)</p> <p>イ ロ及びハ以外の特別車両料金(B) (中略)</p> <p>ロ 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B) (中略)</p> <p>ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金(B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)</p> <p>(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B) (中略)</p> <p>(ロ) 土曜日、日曜日、<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178</u></p>	<p><u>500円</u>とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(2) 普通急行料金 (中略)</p> <p>(特別車両料金)</p> <p>第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A) (中略)</p> <p>(2) 特別車両料金(B)</p> <p>イ ロ及びハ以外の特別車両料金(B) (中略)</p> <p>ロ 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B) (中略)</p> <p>ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金(B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)</p> <p>(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B) (中略)</p> <p>(ロ) 土曜日、日曜日、<u>祝日法</u>に定める休日、12月29日から同月31日</p>

現行	改正
<p><u>号</u>)に定める休日、12月29日から同月31日及び1月2日から同月3日(以下この条においてこれらを「ホリデー」という。)に特別車両を設備した列車に乗車する場合(ホリデー以外の日(以下この条において「平日」という。)からホリデーにまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。)、ホリデーから平日にまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合</p> <p>(中略)</p> <p>(大人座席指定料金)</p> <p>第139条の2 大人座席指定料金は、<u>530円</u>とする。</p>	<p>及び1月2日から同月3日(以下この条においてこれらを「ホリデー」という。)に特別車両を設備した列車に乗車する場合(ホリデー以外の日(以下この条において「平日」という。)からホリデーにまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車場合を除く。)、ホリデーから平日にまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車場合及びホリデーの翌日の平日に乗車場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合</p> <p>(中略)</p> <p>(大人座席指定料金)</p> <p>第139条の2 大人座席指定料金は、<u>次の各号に定めるとおり</u>とする。</p> <p>(1) <u>第2号から第5号以外の大人座席指定料金</u> <u>530円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第57条の3第1項第1号に掲げる期間内の日であるときは、330円とする。</u></p> <p>(2) <u>北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金</u> <u>イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金</u> <u>第1号に定める額とする。</u> <u>ロ SL と客車が一体となって運転する列車に対して発売する大人座席指定料金</u> <u>1,680円とする。</u> <u>ハ 快速列車エアポート号及びノロッコ号に対して発売する大人座席指定料金</u> <u>840円とする。</u></p> <p>(3) <u>東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金</u> <u>イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金</u> <u>第1号に定める額とする。</u> <u>ロ 「SL 銀河」車両、「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両又は「B. B. BASE」</u></p>

現行	改正
<p><u>(大人座席指定料金の特定)</u></p> <p><u>第 139 条の 3 第 62 条の規定によって発売する座席指定券の大人座席指定料金は、次の各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 北海道旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840 円又は 1,680 円とする。</u></p> <p><u>(2) 東日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840 円とする。</u></p> <p><u>(3) 西日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840 円とする。</u></p> <p><u>(4) 九州旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、1,680 円とする。</u></p> <p><u>(5) 前各号以外で、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売する場合は、</u></p>	<p><u>車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金</u> <u>840 円とする。</u></p> <p><u>ハ 「びゅうコースター風っこ」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金</u> <u>530 円とする。</u></p> <p><u>(4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金</u> <u>イ ロ以外の大人座席指定料金</u> <u>第 1 号に定める額とする。</u></p> <p><u>ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金</u> <u>840 円とする。</u></p> <p><u>(5) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金</u> <u>イ ロ以外の大人座席指定料金</u> <u>第 1 号に定める額とする。</u></p> <p><u>ロ 客車列車により運転する列車に対して発売する大人座席指定料金</u> <u>1,680 円とする。</u></p> <p><u>第 139 条の 3 削除</u></p>

現行	改正
<p data-bbox="181 204 651 236"><u>別に定める場合を除き 330 円とする。</u></p> <p data-bbox="147 288 636 320">(乗継座席指定券に対する座席指定料金)</p> <p data-bbox="129 331 1115 448">第 139 条の 4 第 61 条の 2 の規定による乗継ぎをする場合の座席指定料金は、第 57 条の 2 第 1 号の表イ及びロの各項に規定する○印の 1 個の普通急行列車に対する<u>前 2 条</u>に規定する大人座席指定料金について、5 割引した額とする。</p> <p data-bbox="562 501 665 533">(以下略)</p>	<p data-bbox="1158 288 1646 320">(乗継座席指定券に対する座席指定料金)</p> <p data-bbox="1140 331 2125 491">第 139 条の 4 第 61 条の 2 の規定による乗継ぎをする場合の座席指定料金は、第 57 条の 2 第 1 号の表イ及びロの各項に規定する○印の 1 個の普通急行列車に対する<u>第 139 条の 2</u>に規定する大人座席指定料金について、5 割引した額とする。</p> <p data-bbox="1576 501 1680 533">(以下略)</p>

附則

九州旅客鉄道株式会社旅客営業規則（1987年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第 2 号）の一部を次のように改正し、2022年 4 月 1 日乗車となるものから施行します。